

消費者の強い味方 クーリング・オフ制度(Ⅱ)

クーリング・オフできる場合

クーリング・オフができる期間は、
契約書面を受け取った日を含めます。

8日間

対象は原則すべての
商品・サービスと前述権利です。

訪問販売

家庭
訪問販売



キャッチ
セールス



催眠(SF)
商法



アポイント
セールス



特定継続的役務提供

店舗で契約した場合でもクーリング・オフができます。

- エステティックサロン
- 語学教室
- 学習塾
- 家庭教師
- パソコン教室
- 結婚相手紹介サービス



電話勧誘販売



20日間

対象は原則すべての
商品・権利・サービスです
(店頭で契約した場合は含みません)。

内職・モニター商法

(業務提供誘引/販売取引)



マルチ商法

(連鎖販売取引)

